

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会

第1回仮置場ワーキンググループ  
話題提供

# 本日の流れ

内容		目安時間
概要	仮置場WGの進め方	5分
話題提供	仮置場の重要性について 等	45分
自己紹介	グループ内で自己紹介	5分
説明	意見交換の進め方	5分
意見交換①	仮置場候補地選定に係る課題と解決方法	25分
意見交換②	仮置場の管理運営に係る課題と解決方法	25分
成果発表	グループの意見発表	10分

# 概要

## 【WGの目的】

- 災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、仮置場の速やかな設置とその円滑な運営が大変重要です。
- 本WGは、仮置場の設置・運営について自治体、一部事務組合や広域連合、民間事業者それぞれの立場から意見を出し合い、検討することで、今後の災害廃棄物処理を通じた災害からの早期復旧を目的として開催するものです。

### 実施回

### 内容(予定)

第1回  
令和7年10月2日(木)  
15:00-17:00

話題提供①: 仮置場の重要性について 等  
意見交換①: 仮置場候補地選定に係る課題と解決方法  
意見交換②: 仮置場の管理運営に係る課題と解決方法

第2回

調整中

# 仮置場設置の重要性

近年我が国では、水害(土砂災害、洪水、浸水)や地震等の自然災害が頻繁に発生しており、それに伴う災害廃棄物の処理については、平時から検討を行うことの重要性が再認識されています。

## 【仮置場とは】

- 自然災害に伴い大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理処分するために、一時的に災害廃棄物を集めて保管する場所のことです。仮置場は市町村が設置し、管理していくものです。

## 【仮置場の重要性】

- 仮置場が用意できないと行き場のない災害廃棄物は、道路や空き地等に積み上げられ、道路をふさぎ、緊急車両や歩行者の通行をさまたげます。また、管理されていない空き地の災害廃棄物は、分別されないまま混合廃棄物の山となり、悪臭や害虫発生等の衛生面の問題、自然発火による火災発生といった安全面の危険などが生じてしまいます。さらに、その後、これら災害廃棄物を適正に処理していこうとすると、より多くの時間、手間、費用が必要になってしまいます。



分別されずに空き地に集積された災害廃棄物  
(常総市:平成27年9月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理)

出典:「災害廃棄物の仮置場(かりおきば)とは何ですか?」埼玉県環境科学国際センター ニュースレター 第57号

# 仮置場の種類

- 仮置場は、一次仮置場と二次仮置場の2種類に区分することができます。また、特定の場所にごみを集約する方法には、仮置場の他に住民集積場(市民用仮置場、地区仮置場、緊急仮置場などの呼び方がある)があります。

## 災害廃棄物処理の流れ

出典: 災害廃棄物に関する研修ガイドブック  
国立研究開発法人国立環境研究所 2017年3月



被災地域からの  
撤去・収集

一次仮置場  
粗選別(重機等)

二次仮置場  
破碎・細選別・焼却等

受け入れ先



一次仮置場



二次仮置場

出典: 災害廃棄物対策指針【技18-1】(H31. 4 環境省)

# 仮置場の種類

仮置場と住民集積場は、以下の違いがあります。

条 件	住民集積場 (市民用仮置場、地区仮置場、緊急仮置場など)	仮置場(一次仮置場、二次仮置場)
搬入対象物	・片付けごみ(自宅内にある物品)	・片付けごみだけでなく、解体廃棄物も含まれる
設置者	・自治会(町内会)等の住民組織 ※被災市町村の場合もある	・被災市町村
設置場所と 設置期間	・自治会(町内会)/小学校区単位等で設置 ・一時的な仮置きのため約1～3ヵ月	・郊外の離れた場所が多い ・長期にわたる(約1～3年)
広さ	・100m <sup>2</sup> 程度 (大型車両搬出不可の可能性あり) ・児童公園や集会所の駐車場程度	・1ha程度(大型車両搬出可) ・重機利用や粗選別できる広さ ・運動公園や地区運動場
管理	・自治会(町内会)等の住民組織が望ましい (適正な分別や満杯時の報告が必要)	・被災市町村による管理(業者への委託もある) ・粗選別を行う
持込方法	・主に手作業、一輪車、リヤカー、自家用車等で 持ち込み	・被災住民は、主に自家用車で持ち込み ・戸別回収、住民集積場からは、パッカー車やト ラック等で持ち込み
その他 共通点	・閉鎖まで他の用途がないこと、もしくは本来の用途の中断が可能なこと ・道路等の被災により収集運搬車両のアクセスが制限されていないこと	

# 仮置場の種類

一次仮置場と二次仮置場には、それぞれ以下のような役割があります。

	一次仮置場	二次仮置場
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所。</li> <li>・基本的に市町村が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖する。なお、別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に横持ちした場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。</li> <li>・一次仮置場へは、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、後の再資源化や処理・処分を念頭に、バックホウ等の重機等を用いて選別を行う。</li> <li>・場合によっては固定式又は移動式破碎機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破碎処理を行う場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場で足りない場合に災害廃棄物を一時的に集積、保管するために設置する場所。</li> <li>・処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が完結しない場合に、さらに破碎、細選別、焼却等の中間処理を行うことが多い。</li> </ul>
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動公園や公共の遊休地等、ある程度の広さが確保できる場所。</li> <li>・面積が小さい場合でも一次仮置場として利用することができるが、種類の異なる災害廃棄物が混合状態とならないよう分別を徹底することや、家電のみなどといった、品目を限定して複数の仮置場と連携して運用することも検討する。また、事故が発生するのを防ぐため、重機の稼動範囲を立ち入り禁止にする等、安全管理を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理のための設備を設置することが多いことから、一次仮置場と比較すると広い場所。運動公園、港湾、工業用地、公有地等で、<u>数ヘクタールの面積を確保できる場所。</u></li> </ul>

# 仮置場の種類

## 勝手仮置場と便乗ごみの問題

### 【勝手仮置場】

- 住民が片付けごみを勝手に集積して混合状態のごみの山になった場所を「勝手仮置場(勝手集積場)」と呼びます。被災市町村の処理費用負担の増大につながります。

### 【便乗ごみの問題】

- 「便乗ごみ」とは、被災地域以外から排出された廃棄物や、被災地域内から排出された災害由来ではない廃棄物です。家電や自転車などが該当します。便乗ごみかどうかの判定は簡単ではありませんが、水害時に浸水の痕跡が明確でないものや、一般家庭から排出されることではない大量の廃棄物は便乗ごみの可能性があります。

災害に関係のない混合廃棄物や便乗ごみの発生を抑制するためには、各市町村において平時より災害時の収集運搬・処理体制を検討・確保しておくことが重要となります。



路上や公園が勝手仮置場となった事例  
(令和元年東日本台風)

出典: 仮置場の選定方法のマニュアル(環境省  
北海道地方環境事務所) 令和6年1月



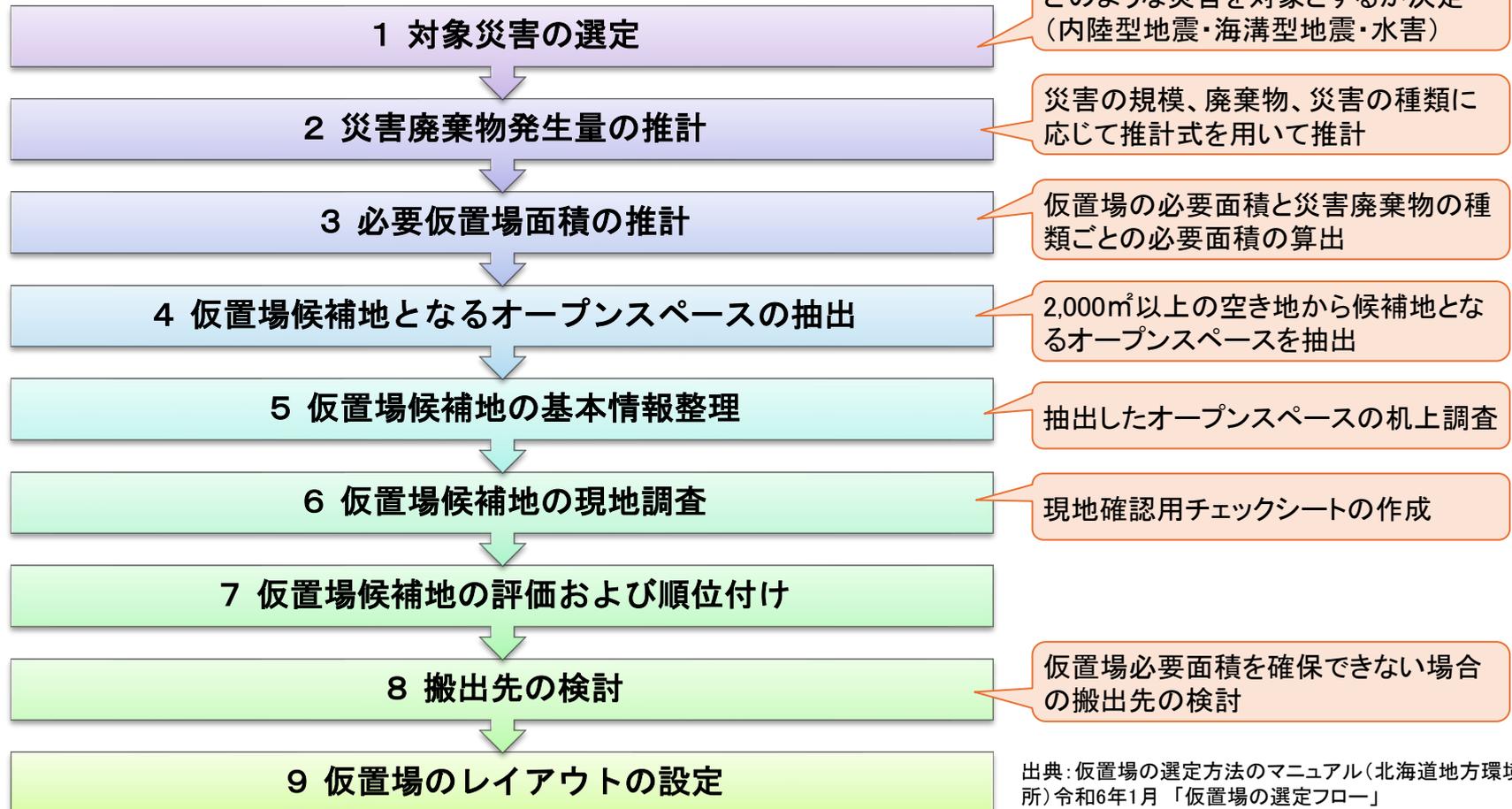
便乗ごみとおもわれるもの  
(平成30年北海道胆振東部地震)

出典: 仮置場の選定方法のマニュアル(環境省  
北海道地方環境事務所) 令和6年1月

# 仮置場の候補地の選定

## 仮置場の選定フロー

- 平時から市町村が候補地を検討し、災害時は候補地から適地を選定します。仮設住宅設置等の他目的と競合しないように関係部署と調整しておくことが必要です。



# 仮置場の候補地の選定

## 1 対象災害の選定

- 仮置場を選定するに当たって、まず初めに自市町村でどのような災害を対象とするか決定する必要があります。

市町村ごとに地域特性が異なるので、自市町村の「災害廃棄物処理計画」または「地域防災計画」に記載された災害を確認します。

- ・河川の近辺に位置し洪水ハザードマップの範囲に含まれている。
- ・沿岸部のため津波の影響の懸念がある。
- ・山地に位置するため土砂災害のリスクがある。 など

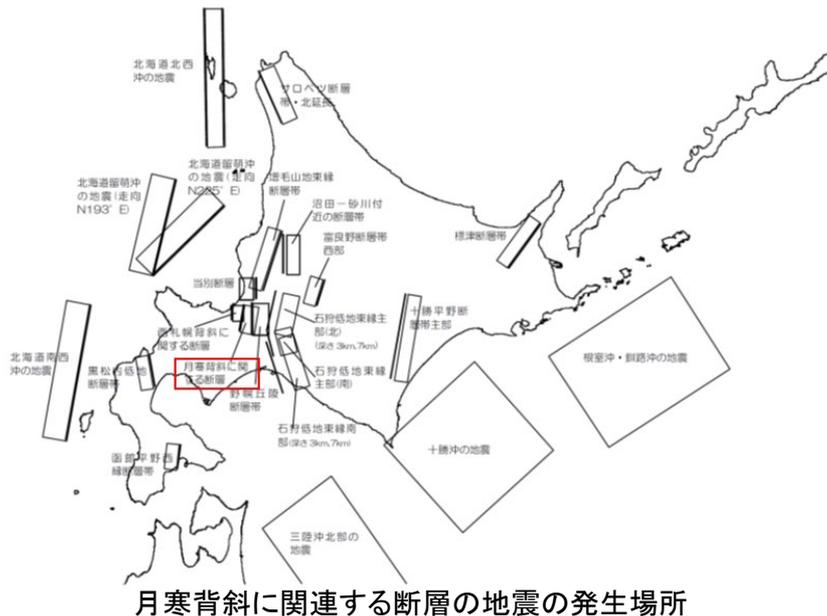
※上記計画で被災想定がない場合は、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画(環境省北海道地方環境事務所)」や、「北海道災害廃棄物処理計画(北海道)」に掲載されている災害シナリオを参考にします。

# 仮置場の候補地の選定

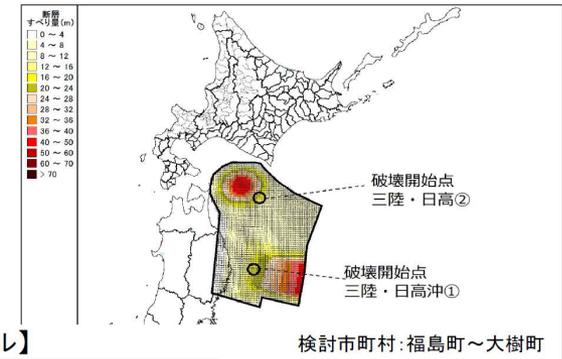
## 1 対象災害の選定(被災想定、対象とする災害(地震))

- 地震災害については、北海道が平成24年度から平成28年度にかけて被害想定  
の算定を行った24地震54断層モデルのうち、北海道内で被害が大きい内陸型  
地震と、令和4年7月に被害想定が公表された津波を伴う海溝型地震を想定し  
ています。

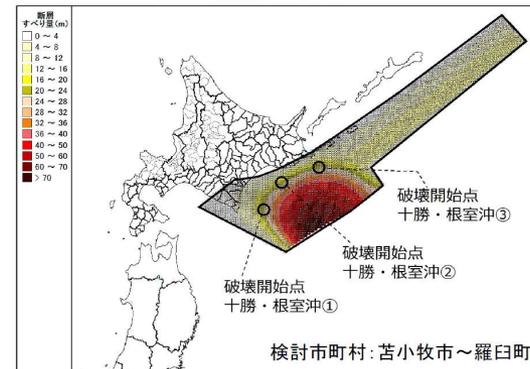
内陸型地震	海溝型地震
月寒背斜に関連する断層	日本海溝・千島海溝沿いの 巨大地震



【日本海溝モデル】



【千島海溝モデル】



日本海溝・千島海溝沿いの  
巨大地震の分布

# 仮置場の候補地の選定

## 1 対象災害の選定(被災想定、対象とする災害(水害))

- 水害については、4つの台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫などが多発した平成28年北海道豪雨(以下「H28豪雨」)時において、被害が最も大きかった十勝総合振興局と同程度の被害が全振興局で同時発生した場合を想定しています。

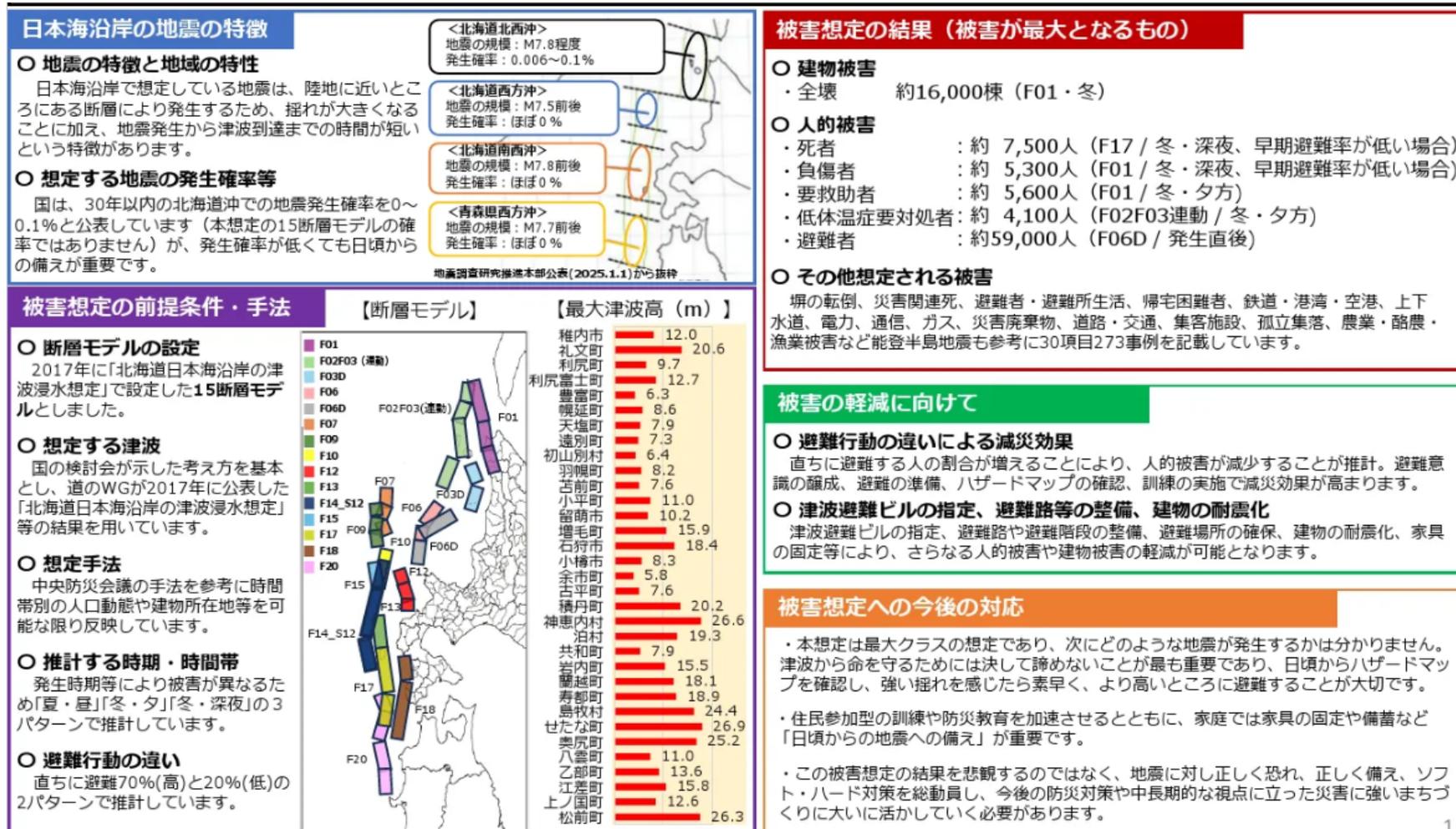
H28豪雨における被害

全壊	39棟
半壊	113棟
一部損壊	1,125棟
床上浸水	395件
床下浸水	1,081件
避難者	11,176名
被害総額	約1,900億円

# 仮置場の候補地の選定

## 1-1 対象災害の選定(参考)

- 前述のシナリオのほか、令和7年6月には「日本海沿岸の地震・津波被害想定」が公表されている。

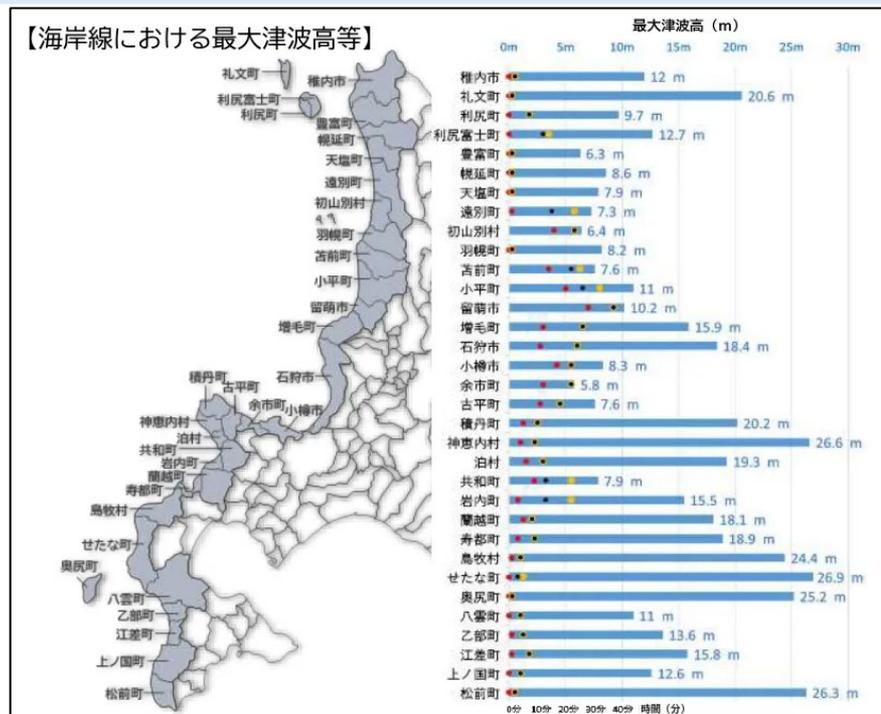


# 発災前の仮置場候補地の選定について

## 1-1 対象災害の選定(参考)

### 「日本海沿岸の地震・津波被害想定」の特徴

- 陸地に近い断層により発生するため、揺れが大きく、地震発生から津波到達までの時間が短いことが想定される
- 地震動、液状化、津波、崖崩れ、雪崩、火災等による家屋倒壊に伴い、大量の災害廃棄物が発生
- 自動車、船舶、コンテナ、漁業施設等の災害廃棄物も発生



凡例	用語の解説
■ 最大津波高 (m)	海岸線における最大の津波高 注) 市町村毎に複数ある予測地点のうち、最も高い波が予測される地点の津波高を示していることから、居住区に影響を及ぼす波が最大津波高とは限らない。
● 影響開始時間 (分)	海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れが生じるまでの時間 注) 市町村毎に複数ある予測地点のうち、最も早く海面水位が±20cm変化する地点の時間を示していることから、居住区に影響を及ぼす時間と一致するとは限らない。
● 第一波到達時間 (分)	海岸線に第一波が到達する時間 注) 市町村毎に複数ある予測地点のうち、最も早く第一波の津波水位が最大となるまでの時間を示していることから、居住区に到達する時間と一致するとは限らない。 また、「第一波到達時間」と「影響開始時間」が同時刻の場合がある。
● 最大波到達時間 (分)	海岸線に最大の津波が到達する時間 注) 市町村毎に複数ある予測地点のうち、最も早く最大波が到達する地点の時間を示していることから、居住区に到達する時間と一致するとは限らない。 また、「最大波到達時間」と「第一波到達時間」が同時刻の場合がある。

# 仮置場の候補地の選定

## 2 災害廃棄物発生量の推計

- 災害廃棄物発生量は、災害の規模(被害棟数)や対象とする廃棄物(災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量、津波堆積物)、災害の種類(地震災害(揺れ)、地震災害(津波)、水害、土砂災害)に応じて推計式を用いることで推計できます。

推計に当たっては、環境省北海道地方環境事務所のHPで公表されている「市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート【北海道版】」の計算エクセルを活用できます。計算エクセルでは、必要情報を入力すると推計式を用いて、災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積等を自動で計算できるようになっています。

種類	区分	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・非住家 全壊棟数 10棟未満	3,000トン	3,000トン	900トン	3,000トン
	住家・非住家 全壊棟数 10棟以上	【推計式】			
片付けごみ 発生量	住家・非住家 被害棟数 1,000棟未満	700トン程度		500トン程度	
	住家・非住家 被害棟数 1,000棟以上	【推計式】			
津波堆積物	—	—	【推計式】	—	—

出典:仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所  
令和6年1月  
「表2-1 推計式の種類とその適用  
範囲」

# 仮置場の候補地の選定

## 3-1 必要仮置場面積の推計(仮置場の必要面積)

- 推計した災害廃棄物発生量をもとに仮置場の必要面積を求める方法として、2通りの算定方法があります。

	①最大で必要となる面積の算出方法	②処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法
推計方法	必要仮置場面積 =集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)	
集積量(t)	災害廃棄物の発生量と同値	災害廃棄物の発生量× (1-集積期間÷処理期間)
見かけ比重(t/m <sup>3</sup> )	可燃物 0.4、不燃物 1.1	
積み上げ高さ(m)	5以下	
作業スペース割合	1	0.8~1
メリット	簡易にかつ安全側を見て最大値を把握できる。	処理量を考慮しているため、より実態を考慮した値を得ることができる。
デメリット	必要面積が大きくなってしまい、候補地の選定で必要な面積を満たせない場合が出る。	算出方法がやや複雑になる。

# 仮置場の候補地の選定

## 3-2 必要仮置場面積の推計(廃棄物の種類ごとの必要面積)

- 災害廃棄物の種類ごとの必要面積の算出に使用する組成割合は、想定する災害の種類によって異なるため、それぞれの値を参考に検討します。

廃棄物組成	地震		地震 (津波)	水害	土砂災害
	木造	非木造			
柱角材	18%	0%	5%	8.6%	2.4%
可燃物	1%	2%	17%	8.5%	5.7%
不燃物	26%	0%	30%	21.3%	3.0%
コンクリートがら	51%	93%	41%	30.0%	3.2%
金属くず	1%	3%	3%	1.4%	0.3%
その他	3%	2%	4%	1.2%	14.9%
土砂	—	—	—	29.0%	70.5%

出典：仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所)令和6年1月  
「表2-6 災害の種類別の災害廃棄物の組成割合」

# 仮置場の候補地の選定

## 4 仮置場候補地となるオープンスペースの抽出

- 2,000m<sup>2</sup>以上の空き地をリスト化し、選定項目とその条件に照らし合わせ、オープンスペースを抽出します。この際、推計した必要仮置場面積を充足できるように、可能な限り複数箇所を選定します。

自市町村の所有する土地を優先的に候補地とすることが望ましいが、災害の規模によっては道有地、次に国有地、それでも不足するなら民有地を候補地として検討します。民有地を候補とする場合は、平時より土地の所有者と協議することが必要です。

選定項目	条件	理由
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公有地(市有地、道有地、国有地)が望ましい。</li> <li>○地域住民との関係性が良好である。</li> <li>○民有地の場合、地権者の数が少なく、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用可能な土地(借り上げ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。</li> <li>○道有地や国有地を使用するためには平時から関係機関と調整する必要があります。</li> <li>○民有地を仮置場候補地とする場合は、トラブルを避けるべく、汚染を防止するための対策と現状復旧時の返却ルールを事前に作成して、地権者や住民に提案する必要があります。</li> </ul>
面積	○広いほどよい(2,000m <sup>2</sup> は必要)。	○適正な分別のため。
他用途での利用	○応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	○当該用途として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
平時の土地利用(土地利用規制)	○諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等)による土地利用の規制がない。	○手続、確認に時間を要するため。

【土地の所有者ごとの問い合わせ先】 ・道有地：北海道総務部財政局財産課  
 ・市町村有地：各市町村の管財課 ・国有地：財務省北海道財務局

出典：仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所)  
 令和6年1月「表2-7 オープンスペース抽出の際の条件例」

# 仮置場の候補地の選定

## 5 仮置場候補地の基本情報整理

- 抽出したオープンスペースについて、表の内容を参考に机上調査を実施し、仮置場候補地としての基本情報を整理します。机上調査では得られない情報については現地調査によって情報を入手します。

○調査地概要	
名称	・調査地の名称を記載
所在地	・調査地の住所を記載
所有者	・所有者の名称・部局等を記載
所有区分	・国有地・道有地・市町村有地・民有地等の区分を記載
面積	・敷地面積と仮置場として使用可能な面積をそれぞれ記載
平時の土地利用 (※現地調査推奨)	・自市町村もしくは道の都市計画図等を確認して記載 ・諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がないかを確認し記載
他用途での利用	・市町村及び道の地域防災計画を確認して記載(応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないかなど)
土地の形状、 舗装状況	・航空写真で確認して記載
付帯設備 (※現地調査推奨)	・支障物の有無、仮置場設置に際し役立つ施設の有無(門扉、管理棟、照明等)について航空写真等で確認して記載
隣接する道路状況 (※現地調査推奨)	・道(建設部土木局道路課)HPを確認 ・車線数、一方通行の状況等を記載
周辺環境 (※現地調査推奨)	・国土交通省の国土数値情報等を基に、周辺状況を航空写真で確認して記載

○被災リスク評価	
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ、地震被害想定、洪水浸水想定区域図等から、調査地のリスクを把握</li> <li>・調査地の地点のみではなく周辺状況も把握しておく</li> <li>・周辺道路の渋滞、緊急車両への影響、土壤汚染、など</li> </ul>
浸水深	
土砂災害	
その他	
○その他特記事項	
過去に仮置場として利用したことがある等の特記事項があれば記載する。	
○仮置場設置時の課題	
仮置場設置に際し課題となる事項があれば記載 例：津波による浸水のおそれあり。 支障物を避けたレイアウトの検討が必要。 車両の出入口が狭く対面通行ができないため交通誘導員が必要。	

出典：仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所)令和6年1月  
「表2-8 机上調査での基本情報整理表の例」

# 仮置場の候補地の選定

## 6 仮置場候補地の現地調査

- 仮置場候補地の状況をより詳細に確認するため、可能であれば協定先事業者及び土地の所有者同行での現地調査を行います。机上調査を踏まえ、特に現地で確認すべきことをあらかじめ整理してチェックシートを作成し、調査当日に記入できるようにします。

調査項目	チェック項目	記入欄
土地の形状、 舗装状況	・除草は必要か	
	・除雪は必要か	
	・変則形状であるか	
	・舗装状況はどうか	
	・平坦な土地であるか	
	・水はけはどうか	
	・地盤はしっかりしているか	
	・雨水の流向や排水設備(暗渠排水管があるか等)の状況はどうか	
付帯設備	・水道が利用可能か	
	・電気が利用可能か	
	・仮置場設置に際し、受付や管理棟として活用できる建屋があるか	
	・調査地内部にフェンスやポール、車止め等の支障物がないか	
	・支障物がある場合、人力や重機によって撤去可能か	

調査項目	チェック項目	記入欄
隣接する道 路状況	・出入口は門扉やチェーンで車両の進入を制限できるか	
	・前面道路の交通量は少ないか	
	・前面道路は幅員6m以上あるか	
	・前面道路は二車線以上であるか	
	・調査地に至るまでの道路や出入口を確保できるか	
	・搬入・搬出の間口が9.0m以上確保できるか	
	周辺環境	・近くに住宅密集地があるか
・近くに病院があるか		
・近くに福祉施設があるか		
・近くに学校があるか		
・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所であるか		
・高速道路や鉄道路線に近接していないか		
・河川敷でないか		

出典：仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所)令和6年1月  
「表2-9 現地調査におけるチェックシート例」

# 仮置場の候補地の選定

## 7 仮置場候補地の評価および順位付け

- 発災直後に仮置場候補地の使用可否を迅速に確認・判断を行えるように、整理した仮置場候補地の基礎情報について表に示すように評価し、より当てはまる数の多い地点から仮置場候補地を順位付けします。評価の重要度については、各市町村の実情を踏まえて設定します。

基礎情報の項目	評価の視点	調査地ごとの判定		
		A 処分場跡地	B グラウンド	C 公園
所有区分	公有地(市有地、道有地、国有地)である	○		○
	民有地の場合、地権者の数が少ない土地である			
	今後(発災時の一時利用を含む)の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用可能な土地である(借り上げ)	○		○
面積	面積が十分に確保されている(2,000m <sup>2</sup> は必要)	○	○	○
平時の土地利用	農地、校庭、海水浴場、雪捨て場ではない	○	○	○
	諸法令(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)による土地利用の規制がない	○	○	
他用途での利用	応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていない。	○		
土地の形状、舗装状況	除草の必要がない			
	除雪の必要がない			
	変則形状でない	○	○	
	舗装されている	○		
	平坦な土地である			
	水はけの良い場所である		○	○
	地盤が固い(軟弱ではない)	○	○	
	暗渠排水管が存在しない		○	○

# 仮置場の候補地の選定

## 7 仮置場候補地の評価および順位付け

項目	評価の条件	調査地ごとの判定		
		A 処分場跡地	B グラウンド	C 公園
付帯設備	使用水、飲料水を確保できる(貯水槽も可)		○	○
	電力が確保できる(発電設備による対応も可)	○	○	○
	仮置場設置に際し、受付や管理棟として活用できる建屋があるか	○		
	調査地内部にフェンスやポール、車止め等の支障物がない	○		
	支障物がある場合、人力や重機によって撤去可能			○
隣接する 道路状況	出入口は門扉やチェーンで車両の進入を制限できる			
	前面道路の交通量が少ない	○		
	前面道路は幅員 6.0m 以上である			○
	前面道路は二車線以上である		○	
	車両の出入口を確保できる	○	○	○
	搬入・搬出の間口が9.0m以上確保できる			
周辺環境	住宅密集地でない	○		
	病院、福祉施設、学校に隣接していない	○	○	○
	企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所である	○		
	高速道路や鉄道路線に近接していない	○	○	○
	河川敷でない	○		○
被災リスク	各種災害の被災想定エリアでない	○	○	○
その他	過去に仮置場として利用したことがある	○		
点数		21	14	15
優先順位		1	3	2

# 仮置場の候補地の選定

## 8 搬出先の検討(仮置場必要面積を確保できない場合)

- 市町村内で試算した仮置場必要面積を確保できない場合、仮置場から災害廃棄物を搬出する必要があります。

### 搬出先の優先順位として

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 産業廃棄物処理施設
- ③ 被災市町村外の処理施設
- ④ 道等の設置する二次仮置場 等

※発災後の迅速な対応のために、平時に手続き方法や契約書の様式等を準備し、近隣の市町村や事業者と協定を締結しておくことが大事です。

# 仮置場の候補地の選定

## 8 搬出先の検討(広域連携のイメージ)

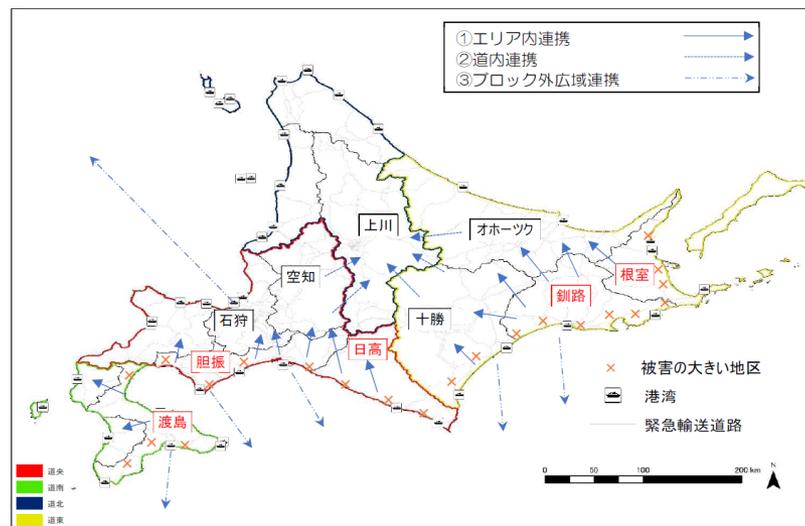
### ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時の災害廃棄物処理の広域連携のイメージ

- ① 太平洋側の振興局では、大量発生する災害廃棄物は振興局内で処理しきれない可能性が高い。各エリア内の他振興局と連携し、広域処理を行う。

※津波堆積物については、同振興局内での活用方法を事前に検討しておくことが望ましい。

- ② 可燃物、不燃物は被災エリア内では処理しきれない可能性が高い。  
→緊急輸送道路等の陸路を活用し、被災の小さい道北エリアへの運搬を図る。

- ③ 可燃物、不燃物は道内でも処理しきれない可能性が高い。  
→港湾からのコンテナ船や鉄道コンテナを活用した広域海上輸送により、他地域ブロックへの運搬を図る。



出典：仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所)令和6年1月  
「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時の災害廃棄物処理の広域連携のイメージ」

# 仮置場の候補地の選定

## 9 仮置場のレイアウトの設定

- 一次仮置場のレイアウトの設定に関して、国立環境研究所のHPに「仮置場配置図自動作成ツール:Kari-hai」が公開されています。このツールは、ユーザーが入力画面から入力した条件を基に、仮置場内の配置品目別の占有面積と寸法を計算し、結果を反映したレイアウトを出力することができます。

敷地面積 (整数 225m<sup>2</sup> ~ 250000m<sup>2</sup>)  m<sup>2</sup>

仮置場幅 (長辺) (A) (整数 15 ~ 500m)  m

仮置場奥行 (短辺) (B) (整数 15 ~ 500m)  m

出入口数

出入口位置

出入口までの距離 (C) (整数 0m ~ 仮置場幅)  m

出入口幅 (D) (整数)  m

場内道路 (整数 3m)

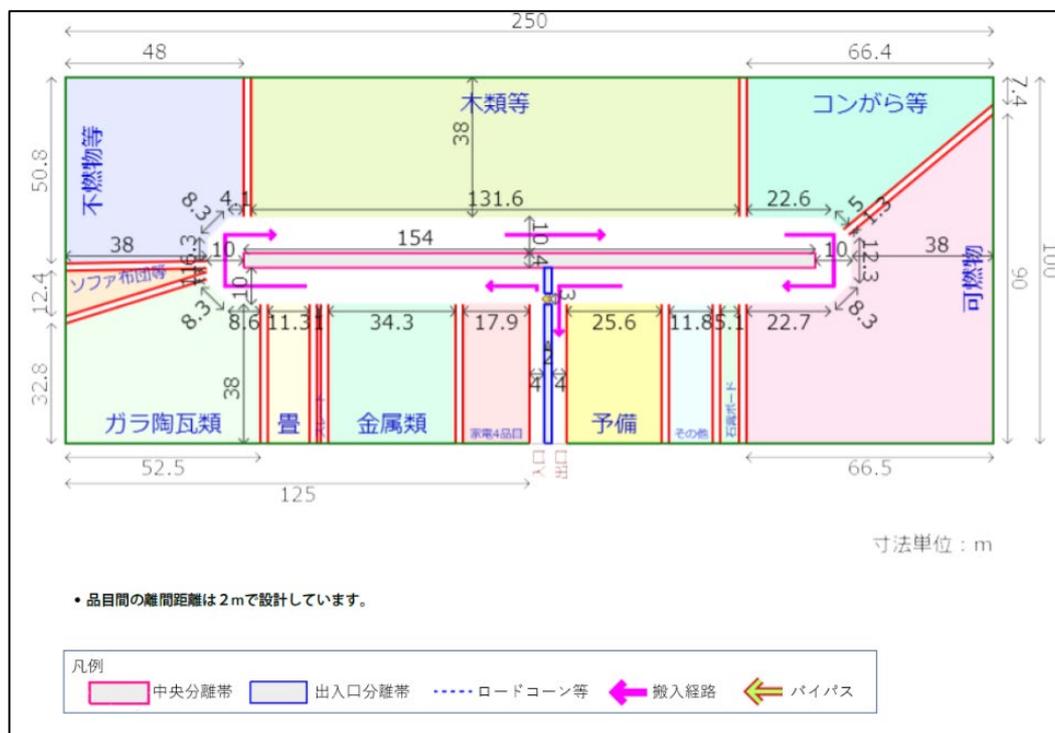
災害の種類

配置品目と占有面積割合

品目配置パターン

辺配置品目

品目	占有面積割合
家電4品目	3.5
金属類	6.7
スレート	0.2
畳	2.2
ガラス・陶磁器・瓦類	10.5
ソファ・マット・布団等	0.7
不燃物・その他家電	11.9
木材・生木等	25.7
コンクリートがら等	10.2
可燃物	20.1
石膏ボード	1.0
その他	2.3
予備スペース	5.0



出典: 仮置場の選定方法のマニュアル(環境省北海道地方環境事務所) 令和6年1月  
「仮置場配置図自動作成ツール:Kari-hai」で数値の入力と出力されるレイアウト例」

# 仮置場の候補地の選定

## 9 仮置場のレイアウトの設定

- 一次仮置場のレイアウトを設定するに当たっては、表に示したポイントを参考に検討します。

### 【人員の配置】

- ・出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。
- ・分別指導や荷下ろしの補助のための人員を配置する。

### 【出入口】

- ・出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置したりするなどの対策を講じる。
- ・仮置場への搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器を設置する(ただし、渋滞等の発生の原因になることから、設置は必須ではなく、仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある)。

### 【動線】

- ・搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り(時計回り)とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

### 【地盤対策】

- ・仮置場の地面について、特に土の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。

# 仮置場の候補地の選定

## 9 仮置場のレイアウトの設定

### 【災害廃棄物の配置】

- ・災害廃棄物は分別して保管する。
- ・災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害の種類に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物(例:可燃物/可燃系混合物等)は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- ・スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。
- ・家電4品目は他の電気製品と分け、さらに、冷蔵庫(冷凍庫)、エアコン、洗濯機(乾燥機)、テレビごとに分けて保管することが望ましい。

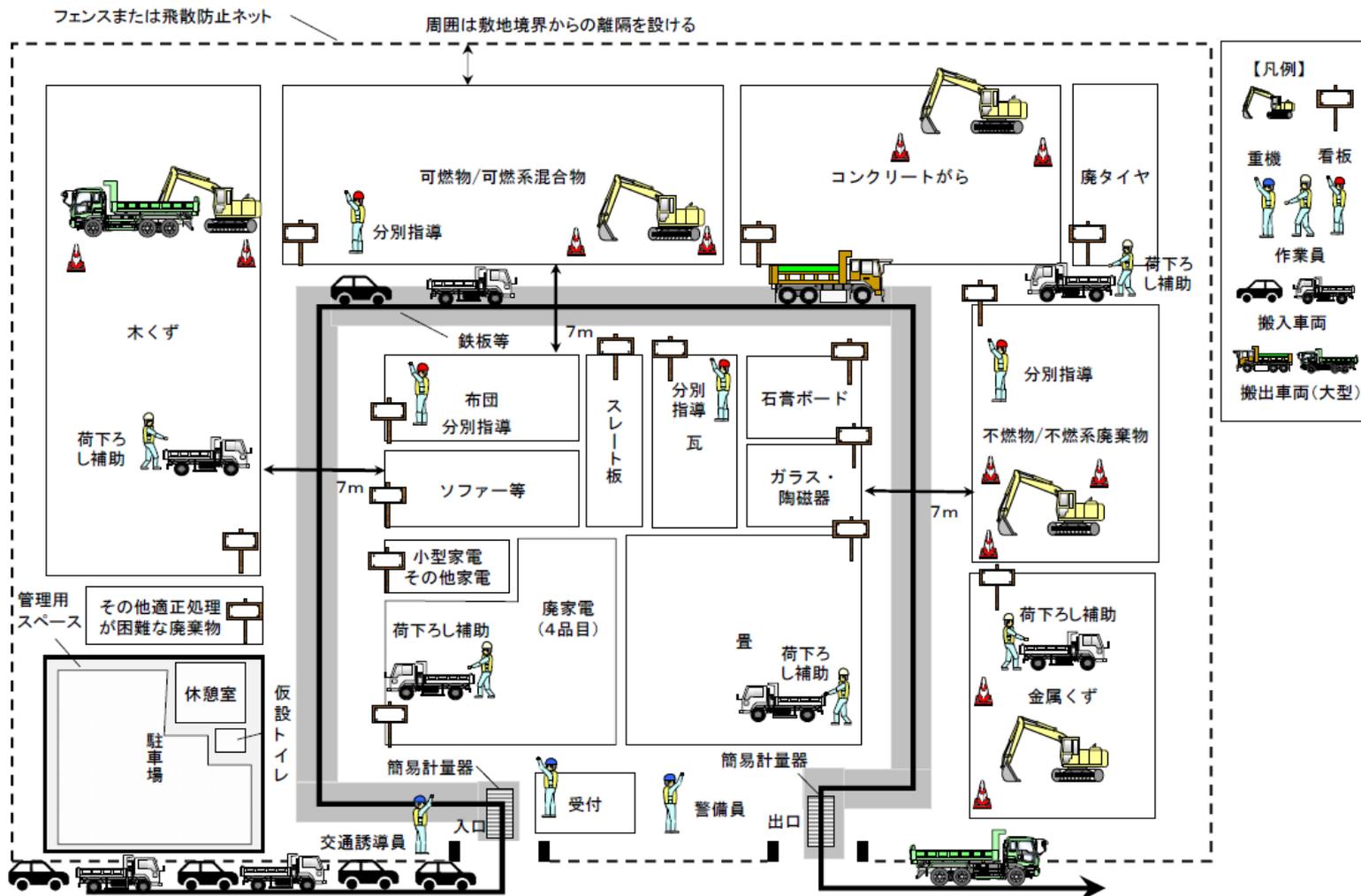
### 【その他】

- ・市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破碎したほうが二次仮置場へ運搬して破碎するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破碎機を設置することを検討する。

# 仮置場の候補地の選定

## 9 仮置場のレイアウトの設定

### 【ポイントを踏まえた一次仮置場のレイアウト例】



# 仮置場の候補地の選定

## 参考：仮置場の開設の広報の事例（令和4年台風15号災害）

### 台風15号の浸水被害による災害ごみの処理について

#### 災害ごみの仮置場について

- ◆ 今回の台風被害で発生した災害ごみの新たな仮置場を次のとおり開設しますので、決められた場所へ、分別のうえ搬入するようお願いします。
- ◆ 仮置場の開設期間  
令和4年10月3日（月）～（終了時期は決定次第、市よりお知らせします）  
**受入時間：9：00～16：00**  
\* 16時以降は搬入できません。**現地に駐車場はありません。**  
**開始前に道路へ並ぶことはおやめください。**
- ◆ 仮置場の開設場所  
清水仮置場（清水区袖師 ENEOS清水油槽所敷地内）  
\* 場所の詳細は裏面の地図をご確認ください
- ◆ 仮置場に搬入できる災害ごみの種類  
\* 災害により発生した家庭ごみ限定です。**事業ごみは持ち込みできません。**  
受付員等が搬入されたごみを確認します。
  - ・可燃ごみ(プラスチックごみ)
  - ・木くず(木製家具類)
  - ・畳
  - ・不燃ごみ(その他の燃えないごみ)
  - ・ガラス、陶磁器類
  - ・金属ごみ(自転車等金属製品)
  - ・特定家電(エアコン、T.V、冷蔵庫、洗濯機)
  - ・その他の小型家電
  - ・スプリングマットレス
  - ・ソファ
  - ・布団、寝具
  - ・電池類
  - ・石膏ボード
  - ・コンクリート
  - ・その他
- 【注：生ごみは持ち込みできません。週2回の可燃ごみの日にお出しください。**  
**また、冷蔵庫等の粗大ごみは、中身を必ず空にしてください】**
- ◆ 安全な仮置場運営かつ迅速な処理のため、以下の点についてご注意ください  
よう、ご協力お願いいたします。

#### 仮置場に持ち込む際の注意点について

- ◆ 敷地内は**火気厳禁**です。敷地内では**車内であっても禁煙です。**  
喫煙行為が確認された場合、仮置場運営が困難となり受け入れ停止や仮置場の閉鎖となるおそれがあります。必ず、お守りください。
- ◆ 周辺事業者の協力を得て仮置場の運営をしております。**開始時刻前(出勤時間)に道路に並ぶことはおやめください。**そういった行為が確認された場合も、仮置場運営が困難となり、受け入れ停止や仮置場の閉鎖となるおそれがあります。
- ◆ 上記「◆ 仮置場に搬入できる災害ごみの種類」を参考に、**必ず分別してお持ちください。**
- ◆ 身分を証明できるものをご持参ください。また、運搬は被災者ご本人、ご家族の方、またはボランティアの方が行って下さい。
- ◆ 敷地内では、必ず誘導員の指示に従ってください。
- ◆ **指定の場所以外でのごみの排出は不法投棄となります。絶対におやめください。**

担当：静岡市ごみ減量推進課：054-221-1075

### 台風15号の浸水被害による災害ごみの処理について



- ① 左折入場（右折での入場は禁止です）
- ② 受付  
入場許可証をお渡しします
- ③ ゲート  
入場許可証を見せてください
- ④ 緑部分に停車しないでください
- ⑤ 進入禁止エリア

**開設から数日は大変な混雑が見込まれます**ので、自宅にて保管ができる場合は、時期をずらしてお持ち込みいただきますよう、ご協力お願いいたします。

# 仮置場の管理運営

## 仮置場の管理運営のための人員確保・配置について

### 【人員の確保】

- 仮置場を運営管理するためには、人員が必要となる。
- 仮置場に廃棄物担当職員を配置できない場合、災害対策本部、庁内他部署、シルバー人材センター、災害ボランティアセンター、近隣市町村、市町村OB、建設業者または廃棄物関係業者等、あらゆる手段を尽くして人員を確保し、常時複数人が作業に当たれる体制とする。
- 理想的には、災害廃棄物の種類ごとに人が配置できると良い。

### 【人員配置】

必要人員	主な役割
現場責任者	仮置場全体の管理(安全管理、空き状況把握、連絡調整等)
受付	搬入物の確認(質、量)
誘導員	交通整理(出入口での車両誘導、場内の誘導)
補助員	荷下ろしの補助、分別の確認・指導
警備員	受入時間外の警備(不法投棄や盗難の防止)

# 仮置場の管理運営

## 仮置場の管理運営の留意事項

### ➤ 仮置場での受入れ及び分別指導

- ◆ 災害廃棄物かどうかの確認、生活ごみ・便乗ごみの排除
- ◆ 補助金申請の資料となる日々の受入台数・搬入搬出量の記録・写真
- ◆ 仮置場での分別区分は、処理業者等の関係者と協議の上決定する。
- ◆ 大量に発生する品目については、早期搬出の調整を行う。
- ◆ 仮置場開設前に、土壌汚染の有無を把握する。
- ◆ 可能であれば、ドローン撮影等で集積量を把握する。

### ➤ 仮置場の安全・衛生管理

- ◆ 場内作業環境保全のため、粉じん防止（散水等）、ぬかるみ防止（鉄板、砂利等敷設）を行う。
- ◆ 衛生害虫等発生防止のため、腐敗性廃棄物の早期発見・早期処理、薬剤散布等を行う。
- ◆ 石綿等を含む廃棄物に対しては、飛散防止措置を行う。

### ➤ 周辺環境管理

- ◆ 廃棄物の飛散防止のため、散水、飛散防止ネット・囲いの設置、保管袋での保管等を実施。
- ◆ 周辺道路の土砂による汚れ・粉じん防止のため、タイヤ洗浄等を行う。

# 仮置場の管理運営

## 参考：仮置場の管理運営における優良取組事例（東日本大震災）

### 宮城県仙台市：簡易遮水シートの敷設

- 仮置場に10,000m<sup>2</sup>の簡易な遮水シートを設置。
- 重機がシート上を通行しても破れないよう、50cm程度の土砂で覆土
- 災害廃棄物から汚水等が溢れないよう、周辺に50cm程度の疑似堰堤を設置



### 宮城県東松山市等：分別の徹底

- 石油ストーブや塗料類を徹底してほかのごみと分離
- 石油ストーブは燃料タンクと電池を取り出して保管

手前：ポリタンク、  
奥：ストーブ及び燃料タンク



塗料類



# 仮置場の管理運営

## 参考：仮置場の管理運営における取組事例（能登半島地震）

### 石川県珠洲市：地区集積場の設置

- 各地区とも住民からの要望により、設置
- コンテナ、トン袋で分別し、住民が管理、主にボランティアが搬入



### 石川県珠洲市：仮置場の管理運営

- 木くず用破砕機を試験導入し、受け入れ条件に合わせて破砕を実施
- 珠洲市では最初の仮置場を設置したのは、発災後1ヶ月であったが、ごみの空地等への投棄や、仮置場での搬入車による渋滞や混乱はなかった。



# 仮置場設置訓練について

- 北海道は、全国的に地震や台風による被害が少なく、災害時に首都圏との同時被災リスクも少ない地域です。しかし、平成28年の集中豪雨による水害や、平成30年の胆振東部地震など大規模な災害が発生しているほか、今後も同程度以上の水害や、巨大地震等の発生が懸念されており、災害廃棄物の処理体制を充実することが求められています。

北海道における市町村の災害廃棄物処理計画の策定率は49%（令和6年3月時点、全国平均86%）と未だ低水準であるほか、災害廃棄物処理に当たっては、特に重要となる仮置場の設置運営を経験した職員が少ないというのが現状です。

## ◆ エリア別の処理計画の策定率（令和6年3月時点）

	市町村数		計画策定済市町村数		計画策定率	
	全体	推進地域※	全体	推進地域※	全体	推進地域※
道央	70	17	34	14	49%	82%
道南	18	10	9	3	50%	30%
道北	41	1	14	1	34%	100%
道東	50	34	30	22	60%	65%
合計	179	62	87	40	49%	65%

※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

# 仮置場設置訓練について

- 災害廃棄物処理において、発災後直ちに仮置場を設置し、適切な分別搬入を促すことは、処理速度の向上や費用低減につながり、適切な運営は、渋滞や悪臭等の発生を防ぎ、周辺住民の生活環境の保全のために重要です。

仮置場設置訓練は、図上演習では得られないスケール感を体験することで、そのノウハウの習得や仮置場の設置計画、平時から仮置場の候補地を選定し、円滑な各市町村における災害廃棄物処理の検討に繋がります。

